

答申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和6年6月3日付け高土氷第47号（以下「本件処分2」という。）、令和6年6月3日付け富士セ秘第10236号（以下「本件処分4」という。）、令和6年6月13日付け河第90号（以下「本件処分5」という。）、令和6年6月3日付け企水第35号（以下「本件処分6」という。）、令和6年6月3日付け高土氷第49号（以下「本件処分10」という。）、令和6年7月2日付け高振第275号（以下「本件処分11」という。）、令和6年6月24日付け新振第190号（以下「本件処分14」という。）、令和6年5月30日付け砺土セ第67号（以下「本件処分16」という。）、令和6年6月19日付け砺振第190号（以下「本件処分18」という。）、令和6年6月3日付け富士セ秘第10236号（以下「本件処分20」という。）、令和6年5月31日付け富振第197号（以下「本件処分22」という。）及び非開示決定処分（令和6年6月3日付け企水第35号（以下「本件処分7」という。））は妥当ではあるが、非開示決定処分（令和6年7月2日付け高振第275号（以下「本件処分1」という。）、令和6年6月3日付け高土氷第47号（以下「本件処分3」という。）、令和6年5月29日付け高土セ第10287号（以下「本件処分8」という。）、令和6年5月30日付け高土小第33号（以下「本件処分9」という。）、令和6年6月3日付け新土セ第150号（以下「本件処分12」という。）、令和6年6月3日付け新土入第44号（以下「本件処分13」という。）、令和6年6月24日付け新振第190号（以下「本件処分15」という。）、令和6年5月30日付け砺土セ第67号（以下「本件処分17」という。）、令和6年5月29日付け富士セ秘第10237号（以下「本件処分19」という。）、令和6年5月30日付け富士立第70号（以下「本件処分21」という。）、令和6年5月31日付け伏港第3015号（以下「本件処分23」という。））は理由の提示に不備があるため、取り消すべきである。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和6年5月15日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求を行った。

下記に記載した対象工事の工事設計書について、その予定価格を算出するために使用された依頼書等各一式

- (1) 高岡農林振興センター発注の県営農村地域防災減災事業 猪谷池地区 猪谷池堤体盛立工事
- (2) 高岡土木センター氷見土木事務所発注の一般国道415号道路橋りょう改築上庄橋（仮称）下部工（A2）工事共同企業体
- (3) 富山土木センター発注の主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋下部工（P7橋脚）工事
- (4) 河川課発注の鴨川河川改修放水路工工事

- (5) 企業局水道課発注の西部工業用水道事業高岡本線道路管路更新第4工区工事
- (6) 企業局水道課発注の西部水道用水供給事業送水本線上野工区移設その1工事
- (7) 高岡土木センター発注の都市計画道路二口北野線街路総合交付金水路工事
- (8) 高岡土木センター小矢部土木事務所発注の主要地方道小矢部福光線道路総合交付金(防災・災防・修繕)落石防護柵工工事
- (9) 高岡土木センター氷見土木事務所発注の氷見漁港機能保全護岸補修工事
- (10) 高岡農林振興センター発注のほ場整備 島地区 ほ場整備第6工区工事
- (11) 新川土木センター発注の主要地方道黒部宇奈月線道路橋りょう改築道路改良第2工区工事
- (12) 新川土木センター入善土木事務所発注の主要地方道入善朝日線道路橋りょう改築道路改良工事
- (13) 新川農林振興センター発注のほ場整備 出島地区 第17工区ほ場整備工事
- (14) 新川農林振興センター発注の土地改良総合整備 早月加積北部地区 K-10-3号用水路ほか1路線工事
- (15) 新川農林振興センター発注の災害関連緊急治山「南保飛野山」溪間工事
- (16) 砺波土木センター発注の小矢部川水系池川砂防関係施設整備(砂防)護岸工その4
- (17) 砺波農林振興センター発注の基幹水利施設 庄西2期地区 千保口用水路第5工区工事
- (18) 砺波農林振興センター発注のほ場整備 遊部一期地区 ほ場整備第2工区工事
- (19) 富山土木センター発注の都市計画街路総曲輪線道路改築電線共同溝第2工区工事
- (20) 富山土木センター発注の一般国道472号道路総合交付金道路改良その1工事
- (21) 富山土木センター立山土木事務所発注の常願寺川水系小豆谷砂防関係施設整備 小豆谷2号堰堤工工事
- (22) 富山農林振興センター発注のほ場整備 田添地区 第3工区ほ場整備工事
- (23) 伏木港事務所発注の伏木富山港(伏木地区)予防保全伏木港大橋耐震補強工事

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、上記(2)、(3)、(4)、(5)、(9)、(10)、(13)、(14)、(16)、(17)、(18)、(20)及び(22)については条例第11条第1項の規定により本件処分2、4、5、6、10、11、14、16、18、20及び22を、上記(1)、(2)、(6)、(7)、(8)、(11)、(12)、(15)、(16)、(19)、(21)及び(23)については同条第2項の規定により本件処分1、3、7、8、9、12、13、15、17、19、21及び23を行った。

ア 本件開示請求に係る対象公文書

対象工事の工事設計書(当初)について、その予定価格を算定するために使用された依頼書等を各一式

- ・見積書(資機材の単価、積算歩掛や特殊工法など)の依頼書(仕様書・図面は請求対象、依頼のための決裁書類は請求対象外)
- ・依頼先から提出された見積書(表紙、条件書や内訳書も請求対象)

- ・依頼先から提出された見積書を整理した資料（見積を集計・比較・決定した書類）

イ 開示をしない部分の概要及び理由

- (ア) 個人に関する情報（見積依頼担当者メールアドレス）

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため

- (イ) 法人に関する情報（見積事業者名及び見積書発行元情報）

条例第7条第3号アに該当

公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

- (ウ) 公表の同意が得られていない見積単価（不採用単価）

条例第7条第3号イに該当

実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため

- (エ) 県の内部における検討に関する情報（見積徴収先）

条例第7条第5号に該当

県の内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため

- (オ) 県の契約に係る事務（見積整理資料の見積事業者名）

条例第7条第6号に該当

契約に係る事務に関し、県の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため

ウ 開示をしない理由

条例第11条第2項に該当

当該開示請求に係る公文書を保有していないため

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年7月16日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

以下の裁決を求める。

- (1) 公文書部分開示決定通知処分を取り消し、『開示をしない部分及び理由』のうち一部の部分を開示する。
- (2) 公文書非開示決定通知書に記載された処分を取り消し、『開示をしない理由』の記載内容を改める。

2 理由

(1) 条例第7条第3号アに該当するとした処分について

部分開示決定については、開示しない部分とその理由に、「条例第7条第3号アに該当（理由）公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものに該当するため」と記載されているが、「見積書提出者の社名（法人名、会社法人名、送付先の法人名、見積書等提出の事業者名、見積事業者名）、見積書発行元情報（代表者名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、ウェブサイトのURL、メールアドレス、ロゴマーク）」については、法令等の規定により何人でも閲覧できる情報や事業者のウェブサイト等、電話関係事業者が発行する電話帳などで広く一般に公開されているものや入手可能なものであるから、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないため、同号アに該当するとして開示しないとした処分は不当な処分である。

(2) 条例第7条第3号イに該当するとした処分について

部分開示決定については、開示しない部分とその理由に「条例第7条第3号イに該当（理由）実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないものに該当するため」と記載されているが、処分庁から交付された見積依頼書と見積書の写しを確認したところ、「実施機関の要請を受けたこと」「任意に提供されたものであること」は確認できたが、「公にしない」旨の記載、「公にしないとの条件で情報の提供をする」旨の記載は確認できなかった。見積書が当該法人又は個人が属する業界、業種等の慣行に照らして、非開示とすることが通常行われているかどうかを判断する必要があるが、見積書が開示されている事例もあり、「通例として公にしないこととされているもの」とは言えないことから、同号イに該当するとして開示しないとした処分は不当な処分である。

また任意提供について、実施機関は、「仕様書にある『設計歩掛に採用された場合には開示されることを承諾の上、見積書を提出する』旨の記載は、社会通念上、採用された場合のみ開示されることを意味していることから、採用されない場合は開示されないと解釈することが相当であると主張するが、富山県入札情報サービスの入札公告情報に掲載されている案件について、「資材単価表」、「公表歩掛」、「事前開示（【参考資料】資材等単価表）」などが公開されており、処分庁が「開示される」と弁明している事は、入札手続きの過程で、採用された情報が「開示される」ことであって、情報公開請求での開示とは異なるものとする。

一般的には「公にしないとの条件で任意に提供されたもの」と判断する場合は「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものに該当する」の条件を満たす必要があるとされている。

処分庁から交付された見積依頼書（コンクリート二次製品資材単価の見積提出について（依頼））を確認したところ、「実施機関の要請を受けて」「任意に提供されたもの」「条件（実施機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れする旨）」は確認でき

たが、「公にしない」「条件（法人等から公にしないとの条件を付すことを申し出た旨、双方の合意があったこと）」は確認できなかった。「設計価格による見積書の写し」が、当該法人等又は個人が属する業界、業種等の慣行に照らして、非開示とすることが通常行われているかどうかを判断する必要があるが、他の発注者では「設計単価に係る見積書の写し」が開示されている例もあり、「通例として公にしないこととされているもの」とは言えない。よって、「設計価格に係る見積書の写し」などを開示しないとした処分は不当な処分であり開示を求める。

さらに「水田（開水路用）水口自動給水栓機器類の見積提出について（依頼）」の別添見積仕様書のように、「設計歩掛に採用された場合には開示することを承諾の上、見積書を提出する」旨の記載がないものも見受けられる。

(3) 条例第7条第5号に該当するとした処分について

公共工事の予定価格は、入札公告の時点で、発注者たる処分庁が、仕様書、設計書等に基づいて積算を行うことにより算定し、工事の落札後に公表されるものであることから、予定価格の算定に際してその算定根拠となった資料は、入札公告がなされる前に、公文書として作成ないし取得され、保存されているべき性質の文書であり、審査請求人が本件開示請求を行った時点で、処分庁は予定価格の算定を終えており、その算定根拠となった資料の全てを作成または取得しており、かつ処分庁として意思決定がなされていたと考えることが妥当である。また、処分庁の内部における検討に関する情報を公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれとされている点については、既に処分庁の意思決定がなされた後の開示請求であるから、条例第7条第5号に該当するとしたことは不適当であり、開示しないとした処分は不当な処分である。

同号の規定は、情報が公にされることで県民への不当な影響・誤解・推測が生じないようにする趣旨で定められたもので、加えて条例第1条に規定する条例の目的に照らせば、意思形成過程、とりわけ政策決定過程の情報は広く公開される必要があり、意思形成過程の情報が非開示とされることはできる限り限定されることが望ましいと考えられ、同号は非開示とすることが認められる支障を具体的に列举していると考ええる。

再弁明書において、将来的に公になる可能性がある場合、見積書の提供を拒まれるおそれがあることを理由としているが、今回の案件と同様の情報公開請求に係る他の機関の処分内容をみると、見積書の全面的に開示、見積書の社印の印影部分や担当者の個人情報に記載された部分のみを非開示、社印の印影部分や担当者の個人情報が記載された部分に加え見積単価と金額を非開示として見積事業者名は開示、見積事業者に意向確認のうえ、開示・非開示に分けて通知した処分例があり、提出された見積書を公にした場合、その後、見積書の提供を拒む者が全く無いとは考えていない。

(4) 条例第7条第6号に該当するとした処分について

対象工事については、開示しない部分とその理由に「富山県情報公開条例第7条第6号に該当（理由）契約に係る事務に関し、県の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものに該当」と記載されているが、処分庁は、本件開示請求の対象工事について、開札を行い、落札金額や契約の相手方を公表しており、本件開示請求の対象工事は、開示しない部分を使用して、既に契約に係る事務は終えていることから、今後も県の財産上の利益を

不当に害するおそれはなく、同号に該当するとして開示しないとした処分は不当な処分である。

(5) 部分開示決定処分と非開示決定処分の理由付記について

ア 「開示しない部分及び理由」について

富山県行政手続条例(平成7年富山県条例第1号)第8条第1項及び第2項に基づく、理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられている。

上記の趣旨に照らせば、審査請求に係る処分には、この開示しない部分とその理由が十分に記載されておらず、開示請求者において、開示しないとされた公文書の中の各記載箇所が条例第7条各号の非開示事由に該当するのかが、根拠とともに了知し得るものでなければならない。例えば条例第7条第3号アに規定された法人等の利益をどのように害するのか等について明白かつ具体的な説明が必要で対象の案件については「開示をしない理由」が明白かつ具体的に示されていない。また処分庁は「将来予定されている同種的意思決定（見積徴取による予定価格の設定）に不当な影響を与える」として条例第7条第5号に規定された「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当すると弁明しているが、明白かつ具体的な説明がなされていない。また弁明書には「今後、見積依頼を受けた事業者は自社以外の依頼先を容易に推測できることとなり、依頼を受けた事業者間で申し合わせて不当に高い見積を提示するおそれがあり、」とあるが、「おそれがあり」とした確からしさや根拠若しくは証拠書類が提示されていない。処分庁の処分はこれらが明らかにされていない処分であるから、条例第13条の2第1項の理由付記等の規定及び富山県行政手続条例第8条第1項の理由の提示に違反しており、不当な処分である。

一方、弁明書では、部分開示決定通知書に記載された「開示をしない理由」より詳しい開示をしない理由が記載されているものがある。これらは「開示をしない理由」の記載に不足があったため記載されたものと考えられる。部分開示通知書に記載された「開示をしない理由」の記載内容に不足がなく適法であるとすれば、弁明書での記載は不要であったと言える。

イ 「開示をしない理由」について

非開示決定には、開示をしない理由に、「（理由）文書不存在のため」と記載されているが、判例にもあるとおり、公文書の不存在を理由とする非開示決定に際しては、単に対象公文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成または取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該公文書が存在しないかについても、理由として付記することが求められる。

また請求した公文書（見積依頼書）は、処分庁の職員が自ら作成するだけではなく、技術支援業者が作成した書類を受領することも想定されるので、今回の理由付記にあつては、「対象文書を作成していないかつ取得していない」と記載すべきであったことから、以上により、全ての非開示通知書の処分は、理由付記に瑕疵があり違法な処分である。

(6) 第三者手続きに対する意見書提出の機会の付与について

処分庁は見積依頼時に見積書開示に関する意向確認手続きや、処分決定前に条例第15条第1項の規定に基づき意見聴取を行った上で処分内容を決定すべきだったと考える。同条第1項は任意的意見聴取、同条第2項は必要的意見聴取の規定であり、同条第1項の規定は、同条第2項の趣旨を踏まえ、処分庁は開示決定等をするに当たって適格な判断を行うにあたり、見積書の著作者に対して、開示決定の時までに条例に基づく開示しない旨の意思表示があるのかを聞くことが必要であったと考える。審査請求人の知るところでは、他の行政機関から示された類似案件の処分にあつては、第三者に意見書を提出する機会を与えた事例のうち7割から8割程度の者が開示する旨の意思表示を行っている。よって、処分庁が開示するかどうか意見聴取を行わなかったことは同条第1項に反し違法な処分である。

(7) 著作権法（昭和45年法律第48号）との関係について

見積依頼先から提出された見積書は、法人等の未公表著作物に該当する。見積書は、内容、金額、納期など取引に関する条件などが明確にわかるようにデザインし、自社のイメージに色使い、書体、配置・レイアウトなどで作成されており、思想又は感情を創作的に表現したものであり著作権法第2条第1項第1号の著作物にあたる。情報公開法に基づき著作物を開示する場合、未公表著作物の場合、著作権法第18条第1項の公表権が存することを踏まえ、当該公表権を侵害せぬよう開示しなければならない。同条第3項の規定により、見積書の著作者が見積依頼先に提供した未公表著作物（見積書）について、開示に同意しない旨の意思表示をしていない場合は、情報公開法に基づく開示に同意したものとしてみなされ著作権法第18条第3項第3号は、未公表著作物を、別段の意思表示をせず、処分庁に提供した場合、同号所定の情報公開条例の規定により公衆に提供又は提示することに同意したものともみなし開示すべきであると考え。一般的に「開示に同意しない旨の意思表示」は権利者（見積書の著作者）の側から積極的に行われなければならない、見積依頼者の側としては、意思を確認する義務はなく、通常は権利者が開示に同意したものとして扱えば足りることとなる。処分庁から交付された見積書の写しを確認したところ、開示に同意しない旨の意思表示は見当たらないことから、これらの見積書は見積書の著作者が見積依頼先に提供した未公表著作物であつて、開示に同意しない旨の意思表示をしていない場合に該当し、条例に基づく開示に同意したものとしてみなされる。よって見積書の著作者に対して、開示決定の時までに条例に基づく開示しない旨の意思表示があるのかを聞くことが必要であったと考える。しかし今回は事業者に関する情報をすべて開示しないとされていることから、処分庁は意見書提出の機会の付与はなされていなかったものと考え。よって、処分庁が条例第7条第3号アに該当するとして開示しないとした処分は、著作権法と情報公開法及び情報公開条例との間での調整措置を踏まえておらず、違法な処分である。

(8) 富山県情報公開条例の解釈及び運用基準を根拠とした処分について

処分庁が弁明した富山県情報公開条例の解釈及び運用基準は、単に県の内部で定められた運用であつて、条例や規則そのものではないことから、当該基準を根拠にして処分したのであれば、条例の規定による処分ではないことから、違法な処分であると考え。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

本件審査請求について、部分開示決定処分とした本件処分2、4、5、6、10、11、14、16、18、20及び22並びに非開示決定処分とした本件処分7については棄却、非開示決定処分とした本件処分1、3、8、9、12、13、15、17、19、21及び23については認容する旨の裁決を求める。

2 理由

審査請求人が異議はないとしている項目以外について非開示情報となる理由は以下のとおりである。

(1) 条例第7条第3号アへの該当性について

見積結果一覧表の見積事業者名の開示は、各見積内容の作成者が特定され、当該事業者にとっての生産技術上又は販売営業上の情報が流出することとなるため、当該法人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあるものに該当する非開示情報である。「生産技術又は販売営業上の情報」については、提供された見積単価は、当該法人等（見積事業者）が独自の技術力又は営業努力等により作成されたものであり、公にすることにより、法人の事業活動に対し、競争上の利害を害するおそれがあると考えられることから、条例第7条第3号アに該当する非開示情報である。住所や電話番号等の発行元情報が開示されることにより、非開示である見積事業者名が容易に特定できることから、「見積書発行元情報」が非開示となることは自明である。

(2) 条例第7条第3号イについて

見積依頼書の別紙である仕様書記載の「設計歩掛に採用された場合には開示されることを承諾の上、見積書を提出してください」は、社会通念上、「採用された場合にのみ開示される」ことを意味しており、「採用されない場合は開示されない」と解釈することが相当である。このことから、見積を提出した者は、採用されない場合は開示されないことを前提として見積書を提出していることは明白である。よって、「不採用単価」は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものに該当する非開示情報である。審査請求人は、反論書において、処分庁が「開示される」と弁明している事は、入札手続きの過程で、採用された情報が「開示される」ことであって、情報公開請求での開示とは異なるものと考えたと主張するが、仕様書等に「単価等に採用された場合には、開示されることを承諾の上、見積書を提出いただく」旨を記載しており、入札手続きの過程で開示されることに限定したものではなく、情報公開請求における開示についても併せて確認したものである。

(3) 条例第7条第5号への該当性について

審査請求人は、条例第7条第5号の「県の内部における検討に関する情報であって、公

にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」とは、既に処分庁の意思決定がなされた後の開示請求には該当しないと主張するが、県が別に定める富山県情報公開条例の解釈及び運用基準によれば、「審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等の情報が公になると、県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合や、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当に影響を与えるおそれがある場合は、本号の該当性を検討する必要がある」とされている。見積書の徴収先が開示されると、今後、見積依頼を受けた事業者は自社以外の依頼先を容易に推測できることとなり、依頼を受けた事業者間で示し合わせて不当に高い見積を提示するおそれがある。よって、将来予定されている同種の意思決定（見積徴収による予定価格の設定）に不当な影響を与えることから、「見積徴収先」は、県の内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当する非開示情報である。

見積内容は事業者にとって生産技術上又は販売営業上の重要な情報であり、将来的に公になる可能性がある場合、見積書の提供を拒まれるおそれがあることから、将来予定されている同種の意思決定（見積徴収による予定価格の設定）に不当な影響を与えるおそれがあることが理由として挙げられる。

(4) 条例第7条第6号への該当性について

見積事業者名が開示されると、今後、見積依頼を受けた事業者は自社以外の依頼先を容易に推測できることとなり、依頼を受けた事業者間で示し合わせて不当に高い見積を提示するおそれがあり、適切な単価設定が妨げられ、ひいては適正な額での契約が困難になり県の財産上の利益が損なわれることとなる。本県の公共事業において、見積事業者名の開示により今後見積依頼を受けた事業者間で示し合わせて不当に高い見積を提示するおそれが起こらない可能性を否定する理由がない。よって、「見積結果一覧表の見積事業者名」は契約に係る事務に関し、県の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものに該当する非開示情報である。

(5) 部分開示決定処分における理由付記について

富山県情報公開条例の解釈及び運用基準によると「理由の提示は、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要」とされている。本件処分2、4、5、6、10、11、14、16、18、20及び22においては、開示をしない部分に対応する条例上の根拠条項に加え、開示しない部分それぞれについて開示をしない理由を十分に記載しており、理由の付記に不足はなく、条例第13条の2第1項及び富山県行政手続条例第8条第1項に違反しておらず、審査請求人の主張は失当である。

(6) 非開示決定処分における理由付記について

非開示決定処分における理由付記については、請求人から開示請求のあった公文書を作成していないため、開示をしない理由において、本件処分7については「該当公文書を作成していないため」と記載し、それ以外の本件処分1、3、8、9、12、13、15、17、19、21及び23については「指定された公文書が不存在のため」又は「当該文書が存在しないため」と記載し、非開示とされたものである。富山県情報公開条例の解釈及び運用基準に

よると、「公文書を保有していないとき」は、「作成していない」、「受領していない」、「保存期間が満了し、廃棄した」等、保有していない理由を具体的に提示するものとする。」とされている。

これを非開示決定処分についてみると、開示をしない理由において「該当公文書を作成していないため」との記載は当該基準の準拠したものであるが、「指定された文書が不存在のため」又は「当該文書が存在しないため」との記載は当該基準に準拠しないものであると考える。

よって本件処分7における理由付記は当該基準に反しておらず、審査請求人の主張は失当であるとする。それ以外の非開示決定処分における理由付記には不備があるため、審査請求人の主張が適当であるとする。本件処分7について、審査請求人は、見積依頼書は処分庁の職員が自ら作成するだけでなく、技術支援業者が作成した書類を受領することとも想定されるので、今回の理由付記にあっては、「対象文書を作成していないかつ取得していない」と記載すべきであったと主張するが、技術支援業者に見積依頼書を作成させておらず、技術支援業者が作成した書類を受領することは想定されないため、審査請求人の主張は失当である。

(7) 富山県情報公開条例の解釈及び運用基準について

富山県が定める富山県情報公開条例の解釈及び運用基準は、富山県行政手続条例第5条の規定に基づき制定され、条例の解釈と運用を定めたものであるため、当該基準の内容は条例の正しい解釈に合致するものである。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分について

実施機関は、対象工事の工事設計書における、その予定価格を算定するために使用された依頼書等各一式について、条例第11条第1項の規定に基づき部分開示決定処分及び同条第2項の規定に基づき非開示決定処分を行った。

これに対し、審査請求人は、個人に関する情報に該当するとして非開示とされた部分を除き実施機関が行った本件処分1～23を不服とし、その取消しを求めている。そこで、以下において、部分開示決定処分を行った本件処分2、4、5、6、10、11、14、16、18、20及び22並びに非開示決定処分を行った本件処分1、3、7、8、9、12、13、15、17、19、21及び23の妥当性について検討することとする。

2 条例第7条第3号の該当性について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、同号ア又はイに掲げるものを非開示と規定しているため、まず、本件開示請求に係る情報の同号ア及びイの該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号アの該当性について

条例第7条第3号アは、非開示情報として、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」と規定してい

る。

このうち「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」とは、生産技術上又は販売営業上の情報で公にすることにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると認められるものをいう。

また、「正当な利益を害するおそれがあるもの」かどうかの判断は、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別、具体的に慎重に検討したうえで行うものとし、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が求められる。

本件について検討すると、一般に見積金額の算定に当たっては、見積書を作成した事業者が見積依頼者との取引上の関係や当該見積項目に対し、要求される仕様・性能を判断し、調達又は製造等に必要な費用の計上について検討を行った後に算定するものであって、事業者の独自のノウハウに基づいて作成されるものであり、どの事業者がどのような見積金額を算定したかを公にすることは、当該事業者のノウハウを開示することと同じこととなるため、見積事業者が特定されることは生産技術上又は販売営業上の情報が公にされることになり、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する。見積書に記載されている見積事業者の情報（法人名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、ロゴ、URL等）の開示により、見積事業者が特定されることで、生産技術上又は販売営業上の情報が公にされることとなり、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法的保護に値する蓋然性があるものと認められることから同号アに該当し、非開示としたことは妥当である。

なお、審査請求人は事業者自体の法人名や代表者名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、ロゴ、URL等は一般に公開されている情報であるから、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないので開示すべきと主張するが、事業者名そのものが非開示情報なのではなく、見積書を作成した事業者が公になることで当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じるため非開示としているのであり、審査請求人の主張は採用することができない。

(2) 条例第7条第3号イの該当性について

条例第7条第3号イは、非開示情報として「実施機関の要請を受けて、公にしない条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」と規定している。

ここで言う「公にしない」とは情報の提供を受けた実施機関が第三者に対して当該情報を提供しない条件を意味し、また特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれるとされる。

また、「条件」については、公にしないとの条件で実施機関から申し入れた場合も法人等から申し出た場合も含まれるが、いずれも双方の合意により成立し、条件を設ける方法としては黙示的なものも含まれるとされる。

さらに「通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人等が属する業界、業種等の慣行に照らして非開示とすることが通常行われているかどうかを判断するものと

されている。

本件について検討すると、実施機関は見積依頼の際、見積依頼書又は見積依頼書の別紙である仕様書に設計歩掛に採用された場合には開示されることを条件に付して見積依頼をし、提出されていることから、採用されない場合には開示されない旨合意していると考えられ、よって採用されない場合は開示に同意していないと解釈することは妥当である。また見積依頼書がない場合や見積依頼書及び仕様書の両方に記載がない場合においても実施機関は同様の趣旨、条件で見積依頼をし、見積書の提出を受けていることは弁明書等から認められ、記載の有無について区別する理由はないことから、同イに該当し、非開示としたことは妥当である。

3 条例第7条第5号の該当性について

条例第7条第5号では、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの等を非開示とすることを規定している。

ここでいう「審議、検討等に関する情報」については、行政における意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、同号に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等の情報が公になると、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当に影響を与えるおそれがある場合は、同号の該当性を検討する必要がある。

本件について検討すると、工事の予定価格は落札後に公表されるものであることから、行政における意思決定が行われた後のため、当該意思決定そのものに影響を及ぼすことはなくなることから、同号に該当することは少なくなると考えられるが、当該工事の見積書が将来予定されている同種の工事の予定価格の検討等に当たっての意思決定の前提や一部の構成要素になることは想定されるところである。また、当該検討等の情報が公になると、将来予定されている同種の検討等に係る意思決定に不当に影響を与えるおそれについて、事業者にとって生産技術上又は販売営業上の重要な情報である見積内容が、将来的に公になる可能性がある場合、見積書の提供を拒まれることにより、将来予定されている同種の意思決定（見積徴収による予定価格の設定）に不当な影響を与えるとのおそれは実質的なものであり、法的保護に値する蓋然性があるものと認められることから、同号に該当し、非開示としたことは妥当である。

4 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号は、「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非開示情報とする旨規定されている。

実施機関は、見積事業者名が開示されると、今後、見積依頼を受けた事業者は自社以外の

依頼先を容易に推測できることとなり、依頼を受けた事業者間で示し合わせて不当に高い見積を提示するおそれがあり、適切な単価設定が妨げられ、ひいては適正な額での契約が困難になり県の財産上の利益が損なわれることとなる。よって、「見積結果一覧表の見積事業者名」は契約に係る事務に関し、県の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものに該当する非開示情報であると主張している。

本件について検討すると、落札金額や契約の相手方、見積結果一覧表の見積事業者名が開示されると、今後、見積依頼を受けた事業者は自社以外の依頼先を容易に推測でき、依頼を受けた事業者間で示し合わせて不当に高い見積を提示することで、適切な単価設定が妨げられ、適正な額での契約が困難になり、県の財産上の利益が損なわれることとなるおそれは、法的保護に値する蓋然性があるものと認められることから、同号イに該当し、非開示としたことは妥当である。

5 非開示決定処分の妥当性について

実施機関が非開示決定処分とした本件処分1、3、7、8、9、12、13、15、17、19、21及び23については、実施機関の弁明書や審査会での意見聴取によれば、本件開示請求に係る対象公文書は存在しないと認められることから、非開示決定としたことは妥当である。

6 理由付記の程度について

(1) 部分開示決定処分における理由付記について

審査請求人は、公文書部分開示決定処分には、開示しない部分とその理由が十分に記載されておらず、開示請求者において、根拠とともに了知し得るものでなければならないが処分庁の処分はこれらが明らかにされていない処分であるから、条例第13条の2第1項の理由付記等の規定及び富山県行政手続条例第8条第1項の理由の提示に違反しており、不当な処分と主張する。

理由の提示は、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者が拒否の理由を明確に認識しうるものであることがあり、非開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が記録されていることかを示すことが求められる。

本件について検討すると、本件処分2、4、5、6、10、11、14、16、18、20及び22では、開示をしない部分それぞれについて条例上の根拠条項に加え、非開示情報の内容が明らかにならない限度で請求者が理由を了知しうる程度には示されていると認められる。

(2) 非開示決定処分における理由付記について

審査請求人は、公文書の不存在を理由とする非開示決定に際しては、単に対象公文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成または取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該公文書が存在しないかについても、理由として付記することが求められ、全ての非開示決定通知書の処分は、瑕疵があり違法な処分であると主張する。

非開示決定における理由付記については、富山県情報公開条例の解釈及び運用基準においても、開示請求のあった公文書を作成していないため開示をしない理由について、「『公文書を保有していないとき』は、『作成していない』、『受領していない』、『保存期間

が満了し、廃棄した』等、保有していない理由を具体的に提示するものとする」としている。

本件について検討すると、単に「指定された公文書が不存在のため」又は「当該文書が存在しないため」と記載した本件処分1、3、8、9、12、13、15、17、19、21及び23については、当該公文書を保有していない理由を具体的に提示しておらず不備があるものと認められる。

一方、「該当公文書を作成していないため」と記載した本件処分7については、審査請求人が主張する技術支援業者が作成した書類を受領することは想定されないと認められることから、当該公文書を保有していない理由を具体的に提示しており妥当である。

7 審査請求人のその他の主張等について

(1) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について

条例第15条第1項では、開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる」と規定している。

本件について検討すると処分決定前に同条第1項の規定に基づき見積依頼事業者に意見聴取を行う必要があったかについては、同項の規定は、実施機関が開示決定等について、よりの確な判断を行うために意見聴取するか否かを実施機関の判断に委ねた任意的意見聴取の規定であり、同条第2項は、第三者の生命生活等を保護するために公開が必要な場合又は公益上の理由により裁量的公開を行う場合に意見書を提出する機会を与えなければならないとする義務的意見聴取の規定である。本件対象公文書の非開示情報は、同項の義務的意見聴取の要件に該当しておらず、また同条第1項の任意的意見聴取は、開示する場合、よりの確な判断を行うため、第三者の意見書を提出する機会を与えることを定めたものであり、あくまで実施機関の判断に委ねられて実施するものであることから、意見聴取を実施していない本件処分2、4、5、6、10、11、14、16、18、20及び22は違法であるとする審査請求人の主張は採用することはできない。

(2) 富山県情報公開条例の解釈及び運用基準について

富山県が定める富山県情報公開条例の解釈及び運用基準は、富山県行政手続条例第5条の規定に基づき、条例に則った解釈及び運用の基準を定め、実施機関が公文書開示事務を行うにあたり統一的な判断ができるように策定されたものである。よって、条例や規則ではなく単に県の内部で定められた運用にすぎない基準を根拠とした処分（弁明）は、条例の規定による処分（弁明）ではなく違法な処分（弁明）であるとする審査請求人の主張は採用することはできない。

(3) 著作権法との関係について

審査請求人は、見積書が著作権法に規定する未公表の著作物であるとし、見積書を作成した法人からその開示に反対する旨の意思表示がなかったことをもって見積書を開示すべき旨主張しているとみられるが、見積書の開示・非開示はあくまで条例に定められた非開

示事由の有無によって判断されるべきものであるから審査請求人の主張は採用できない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

このほか、審査請求人は縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

8 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和7年1月7日	・実施機関から諮問書を受理
令和7年12月2日 (第210回審査会)	・諮問事案の概要説明 ・審議
令和8年1月15日 (第211回審査会)	・審議
令和8年2月9日 (第212回審査会)	・実施機関からの意見聴取 ・審議
令和8年2月17日 (第213回審査会)	・実施機関からの意見聴取 ・審議
令和8年3月24日 (第214回審査会)	・審議
令和8年5月26日 (第215回審査会)	・審議
令和8年6月30日 (第216回審査会)	・審議
令和8年7月30日 (第217回審査会)	・審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
上 田 祐 正	富山県商工会議所連合会常任理事	

大 原 弘 之	弁護士	会長職務代理
神 山 智 美	富山大学経済学部教授	会 長
中 村 正 美	元 富山市社会福祉協議会専務理事	
廣 野 聡	弁護士	